

西東京市多文化共生推進指針 概要

総合教育会議 資料2
令和8年7月23日
生活文化スポーツ部
文化振興課

1 策定の背景と目的

令和2年 国の「地域における多文化共生推進プラン」の改訂
令和7年 東京都の「東京都多文化共生推進指針」の改訂を踏まえ、西東京市においても、外国人住民が増加傾向にあり、「国籍や民族などの異なる人々が、お互いの文化の違いを認め合い、外国人も地域社会の一員としてともに支え合う」取組を推進することから、本市における現状や対応すべき課題を把握し、各所管課や関係団体、市民の皆様が一体となって多文化共生のまちを目指すため、「西東京市多文化共生推進指針」を策定することとした。

3 施策の方向性

コミュニケーション 支援

- (1)行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
- (2)日本語教育の推進

多言語通訳タブレットの活用その他、行政・生活情報の多言語化、簡易な表現の使用を促進することで、外国人が西東京市で生活する上で必要な行政・生活情報をスムーズに入手できる環境を整え、外国人も日本人もお互いに安心して暮らせるまちを目指します。

生活支援

- (1)災害時・感染症流行時の支援体制の整備
- (2)子ども・子育て及び福祉サービスの提供

生活支援情報の周知強化及び適切なサービスが受けられる環境を整備することで、外国人も日本人も安心して暮らせるまちを目指します。

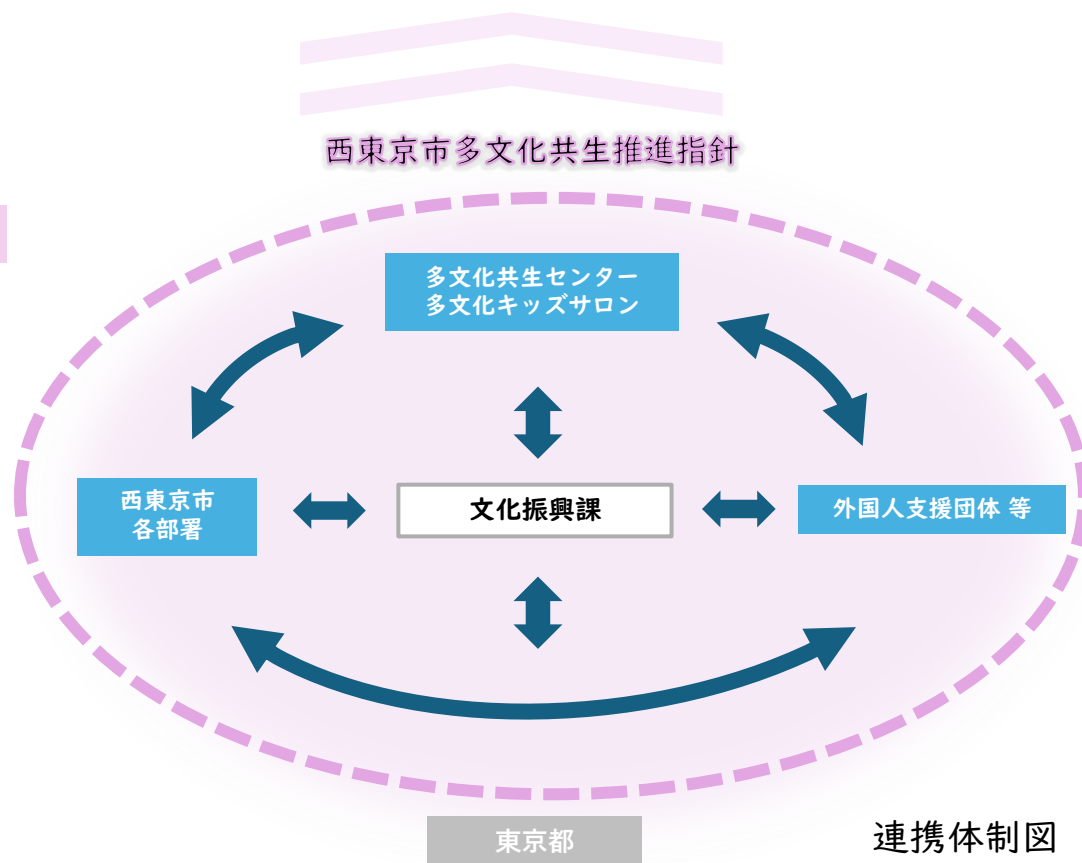
意識啓発と 社会参画支援

- (1)多文化共生の意識啓発・醸成
- (2)外国人の社会参画支援

外国人と日本人が多文化共生について理解を深めることで、お互いを認め合い、同じ地域社会の一員として活動したり、協力し合えるまちを目指します。

2 目指すべき姿

国籍や民族などの異なる人々が、お互いの文化の違いを認め合い、外国人も地域社会の一員としてともに支え合う多文化共生のまちをめざす



これまで、文化振興課や多文化共生センター等のそれぞれの機関が連携し、多文化共生社会の実現に向けて取り組んできました。

本市における地域の実情と特性を踏まえた本指針を策定することで、外国人と日本人がともにまちの発展に向けて参加・活躍する多文化共生社会の考え方の実現に向けた取組を体系的に整理し、より総合的な事業の実施に繋がるとともに事業実施の拠り所とするために策定します。